

**愛媛県立中央病院整備運営事業 第2 要求水準 3 調達関連業務 に関する質問回答**

平成19年10月5日から10月19日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 第2 要求水準 3 調達関連業務」に関する質問のうち、早期に公表すべきと県が判断した部分への回答を整理して記述してあります。

No	ページ	項( )	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号○	大項目 ローマ字	中項目 ローマ字	その他	質 問	回 答
001								実績値 (将来)	<p>単年度ベースにおいて、特定の基準に対して値引率を約束することは可能ですが、本条件のベンチマークデータのような変動性があり、基準値設定時にはまだ未確定の将来の値に対して値引率を約束し、更にその差額全額を減額金額とすることは事業者にとって非常に大きいリスクとなる為、ベンチマークに基づく「基準」の設定時とモニタリング時でベンチマークデータに一定以上の大きな変動がある場合には減額しない等の条件を付与して頂けないでしょうか。(例:ベンチマークデータが基準設定時からモニタリング時の間で1%変動した場合には、減額対象としない。等)</p>	<p>ベンチマークの一つとして、他病院の加重平均値引率の実績値(将来)を用いることは、事業者側に拠らない価格変動性が高いため、サービス対価(一般薬品の調達代金相当額)の支払い額に連動させることは厳しいとのご意見が複数回寄せられています。このような市場のご意見を踏まえ、事業者側に過度なリスクを負わせないよう、現時点では、以下のような仕組みに変更することを考えています。</p> <p><b>【医薬品の一般薬品の修正方法】</b>(検査試薬については変更なし) 現在、要求水準書P.20【医薬品指標(必須事項)】において、一般薬品について2つの指標をお示ししておりますが、それぞれの指標の位置づけを明確に区分します。</p> <p>まず、「サービス対価(一般薬品の調達代金相当額)支払額に連動する基準」として、現在規定している「当病院における前年度の一般薬品の加重平均値引率の実績値(過去)との比較」を採用いたします。なお、薬価改定等の影響を適宜考慮した上で、基準を設定する点は、現在の規定のままです。</p> <p>また、ご質問のごさいます「他病院の一般薬品の加重平均値引率の実績値(将来)との比較」については、上記とは別に、PP(ペナルティポイント)制に基づくモニタリングの対象として取扱うことを考えています。詳細は、後日公表します事業契約書(案)別紙11「モニタリング基本計画書(案)」をご参照願いますが、当該比較に関しては、設定した基準を満足しない場合であっても、サービス対価(一般薬品の調達代金相当額)の支払額には連動させないことを考えています。</p> <p><b>【診療材料の主要品目の修正方法】</b>(主要品目以外については変更なし) 要求水準書P.32においてベンチマークの(必須事項)としている指標について、「加重平均値引率の実績値(将来)」⇒「加重平均値引率の実績値(過去)」へ変更いたします。また、要求水準書P.33にお示ししている算出方法において「購入単価(目標値)の設定」の枠内に記載している内容についても、適宜、「他病院での同品目の最新値引率の実績値(過去)」等への変更を行います。</p> <p>なお、事業者側には各種価格の透明性を担保して頂くため、価格面のデータをオープンブックで県へ提示して頂くことを要求水準書に新たに追記いたします。</p>